

令和5年11月14日  
住宅局住宅生産課

## 新たな住宅の省エネ化への支援 「子育てエコホーム支援事業」の事業の内容を公開します！

11月10日に閣議決定された、新たな住宅の省エネ化支援「子育てエコホーム支援事業」について、その事業の補助対象の要件や補助額等を公表します。

※国会での補正予算の成立が前提となります。

### 1. 支援事業の名称

11月10日に閣議決定された令和5年度補正予算案に住宅の省エネ化への支援を強化するための補助制度である「質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援(仮称)」が盛り込まれました。この支援事業の名称が「子育てエコホーム支援事業」に決定しましたのでお知らせします。

### 2. 事業の内容

「子育てエコホーム支援事業」の補助対象、補助額、申請方法、今後の予定等について記載した「子育てエコホーム支援事業の内容について」を国土交通省のホームページに公表しましたので、以下よりご確認ください。

※国会での補正予算の成立が前提となります。

#### ◆子育てエコホーム支援事業について

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000243.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000243.html)

(問い合わせ先)

#### 子育てエコホーム支援事業お問い合わせ窓口

電話番号 03-6632-9955 (通話料がかかります)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を含む)

国土交通省住宅局住宅生産課

電話:03-5253-8111(内線 39471)